

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

▼問合せ ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004
加古川年金事務所 ☎079(427)4740
保険年金グループ ☎079(435)2581

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、健康保険料や厚生年金保険料などの保険料と同様に、社会保険料控除として納めた年の課税所得から控除することができます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納めた国民年金保険料の全額です。

自身の保険料だけでなく、家族の負担すべき保険料を支払っている場合、合わせて控除することができます。

社会保険料控除を受けるためには、控除証明書や領収証書など納めたことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成30年中に納めた人には、11月上旬または翌年2月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、年末調整や確定申告の際には必ず添付してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の送付時期は11月上旬に送付される人、平成30年1月1日から10月1日までに納めた人には、納付した保険料額と、年内に納付が見込まれる額を記載した「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。

2月上旬に送付される人、年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日から12月31日までの間にはじめて保険料を納付する人には、納付した保険料額の証明書が送付されます。

町税の滞納処分を強化しています

▼問合せ 税務グループ ☎079(435)0358

滞納を許さない町を目指して

町では、納期限を過ぎても納付していただけない人に対し、文書などにて納付の催告をしています。それでも納付していただけない場合は、納期限内に納めていただいている人との公平性を保つため、法律に基づいた財産調査及び財産の差押などの滞納処分を行っています。

町税の滞納が続くと

町税の滞納が続きますと、法律に基づき滞納している人の預貯金や財産を差押えます。

また、場合によっては捜索し、その財産を換価（インターネット公売）し、町税に充当することになります。



▲家宅捜索



▲差押え（タイヤロック）

差押等実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
預貯金	90件	5,648,742円	203件	17,369,291円	164件	10,269,494円
給与	3件	700,000円	8件	2,881,800円	11件	3,212,518円
不動産	7件	-	5件	-	4件	-
生命保険等	33件	6,384,840円	51件	7,788,138円	70件	13,655,075円
差押計	133件	12,733,582円	267件	28,039,229円	249件	27,137,087円
捜索	0件	-	2件	-	2件	-
公売	1件	3,535,000円	1件	939,000円	1件	674,000円

BAN-BANテレビ11ch
1週間の東播磨地域の動きが分かる「地域情報番組」です。

11月の「見る広報」

- 11月2日～15日 北前船寄港地として追加認定を受けた高砂の文化財をご紹介します
- 11月16日～29日 加古川市の出産子育て支援事業（加古川市）

放送時間

月曜日	6:00～、17:00～、23:00～
火曜日	10:00～、23:00～
水曜日	6:00～、17:00～、23:00～
木曜日	10:00～、23:00～
金曜日	6:00～、17:00～、23:00～
土曜日	8:00～、23:00～
日曜日	11:00～、17:00～、23:00～

BAN-BANラジオ FM86.9MHz
播磨町タウンインフォメーションを発信中。
火曜日17:30（再23:30）
水曜日13:40（再21:40）
木曜日 8:10（テレビ同時放送）

交通事故の状況 平成30年8月末現在 昨年比

	人身事故件数	傷者	死者
加古川市	1,034 (-4)	1,237 (-16)	6 (+1)
稲美町	126 (-25)	156 (-15)	1 (+1)
播磨町	98 (-14)	113 (-15)	0 (±0)

犯罪発生の状況

9月の町内犯罪発生件数 16件
種別 (前月比 -6件)

空き巣など	3
自転車盗	5
器物損壊	1
その他	7

平成30年犯罪累計 176件
件数は速報値のため、累計数と月毎の件数の合計が異なる場合があります。

おくやみ【9・10月届出分】

氏名(敬称略)	町名	年齢
木原 富子	(北本荘)	81
喜田 喜代子	(北本荘)	69
正井 隆義	(南野添)	62
安田 辰重	(古宮)	78

福祉

在宅重度障害者医療器材購入助成事業

在宅の重度障がいのある人が、褥瘡（床ずれ）の治療・予防のために必要な医療器材を購入される場合に、費用の一部を助成します。

※購入後の助成はできませんので、必ず購入前に申請してください。

▼対象 次の要件を全て満たす人
・身体障害者手帳1・2級または要介護4・5の認定を受けた人
・町内に住所があり、在宅で所得税が非課税の人

・下肢または体幹機能に障がいのある人
・知覚、膀胱、直腸障がい、その他運動機能障がい有し、褥瘡（床ずれ）の治療または予防の必要が必要な人

▼医療器材の品目 創傷被服材、保湿剤、湿潤のために必要な紙おむつ、パッド、おむつカバー、その他褥瘡（床ずれ）の治療または予防のために必要な器材

▼助成額 1カ月あたり上限4千円
▼問合せ・申請窓口 福祉グループ ☎079(435)2361

平成30年度播磨町戦没者追悼式を開催します

先の大戦において亡くなられた方々をご遺族とともに追

悼し、平和を祈念するため、「播磨町戦没者追悼式」を開催します。どなたでもご参列いただけますので皆さまのご参列をお待ちしております。

▼日時 11月15日(木) 午前10時
▼場所 中央公民館 大ホール
▼内容 国家斉唱、追悼の辞 献花など
▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

播磨町権利擁護まちづくり委員会 権利擁護まちづくり講演会
家庭裁判所に聞いてみよう！成年後見人制度って何ですか？
よく耳にする成年後見制度のイメージは「財産管理をするものなので、財産のない私

には関係ないのでは」というものです。もちろん財産管理も行いますが、それは一部の役割です。今回は、家庭裁判所の職員を講師にお招きし、成年後見制度を分かりやすく説明いただきます。

▼日時 11月30日(金) 午後1時30分～3時30分
▼場所 播磨町福祉しあわせセンター 3階会議室
▼講師 神戸家庭裁判所姫路支部職員
▼申込み・問合せ 播磨町社会福祉協議会 ☎079(435)1712

近畿税理士会 成年後見支援センター
税理士としての知識や経験を活かして、成年後見制度の

利用を必要とする人やそのご家族・支援者からの相談に応じる成年後見支援センターを開設しています。秘密厳守、無料です。

▼相談日 毎週水曜日 午前10時～正午、午後1時～4時
▼場所 近畿税理士会館（大阪市中央区）
▼電話相談専用ダイヤル ☎06(6809)3680
▼面談相談予約専用ダイヤル ☎06(6941)2922
▼問合せ 近畿税理士会 ☎06(6941)6886

